



## 緑の募金領収書

No.22

金 50,000円 也

但し、令和6年度緑の募金として上記のとおり領収しました。

埼玉県川越市下広谷404-1

むさし野紙業株式会社 様

緑の募金は、県民に対し、森林の整備、緑化の推進を目的とした「緑の募金」の名称を用いて行う寄附金の募集事業、並びに緑の募金の成果により、森林の整備及び緑化の推進を行う者又はこれらの事業を行う者に助成を行っている者に対して交付金を交付する事業などの公益目的事業に関連する寄附金です。

令和6年4月23日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目12番9号 埼玉県農林会館内

公益社団法人 埼玉県緑化推進委員会

代表理事 岡 眞 司



緑の募金は、税金の寄附金優遇措置の対象となります。

個人の場合は、寄附金の2,000円を超える部分の金額が税額から控除されます。

法人の場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。